平成２２年（フ）第２５５号
奈良県大和高田市内本町１番１号
破産者　大畑米穀店こと　大畑　正司
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地26―205
破産者　ティ・アイ・シーこと　林　　丈夫
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
奈良県香芝市下田東２丁目５番19―203号フォレスト香芝、前住所奈良県大和高田市幸町６番３―321号
破産者　河野　晃男
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
奈良県大和高田市神楽３丁目７番39―２号、前住所京都市南区西九条東柳ノ内町43　シャトードボニータ316号
破産者　西岡　昌浩
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
奈良県葛城市疋田44番地１　グランブルーＣ棟101号
破産者　米田　友美（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６７０号
北海道江別市高砂町17番地の16　ライゼグランツＡ―３
破産者　島添　貴志
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４９号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番50号　モンヴェール麻生Ａ棟204号
破産者　田中　義和
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９号
新潟県糸魚川市大字東塚641番地２
破産者　比護　征與
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１１６号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目15番地
破産者　村上　昌博
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１１７号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目15番地
破産者　村上　友子
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３４４号
静岡県藤枝市音羽町５丁目１番地の５　グリーンヒル音羽203号
破産者　西山　晶子
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７５号
静岡市駿河区南八幡町22番20―305号
破産者　片山　　勝
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９４号
三重県桑名市多度町御衣野1068番地
破産者　野中　了介
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８１号
名古屋市中村区北畑町２丁目39番地の２
破産者　洋品ノなかむらこと　中村　昌司
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６７号
大阪府泉佐野市長滝1289―１サンパーニュ１番館103号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市日根野4288―１―205、開始決定時の住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野7194番地ふぁみーゆ泉佐野406
破産者　木村　恭之
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
大阪府和泉市唐国町２丁目11番11―505号
破産者　重谷　周利
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
大阪府泉大津市二田町２丁目６番19号
破産者　ダイワ広告こと　松岡　新平
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９２６号
大阪府岸和田市西之内町20番25号
破産者　田中　里美
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

第明治三十五種郵便物認可